



こんなお悩み、ありませんか？ もしかして下請法違反かも・・・

注文書は必ず発行してもらいますか？ 約束した日までに代金は全額支払われていますか？ 発注後に値引きを要求されたことはありますか？ 貴社が取引先（発注者）との間で抱えている悩みごと・困りごとは、もしかしたら取引先が下請法に違反しているのかもしれません。 このシートを使って、チェックしてみましょう。

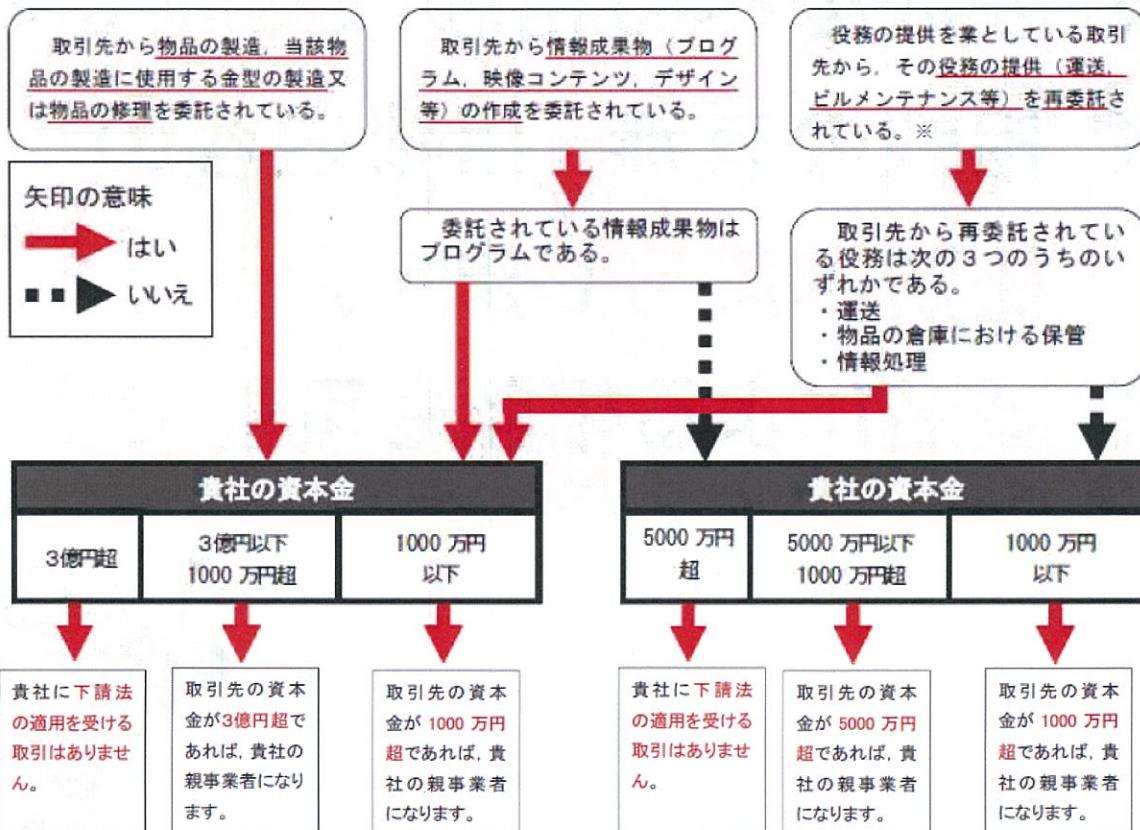
※下請法上の親事業者・下請事業者の範囲については、下の図をご覧ください。

- 取引先は、**発注の都度**、直ちに、注文書を**交付していない**（例：納品時に注文書を渡されることがある。）。
- 取引先は、注文書に**下請代金の額・支払期日を記載していない**。
- 取引先は、**締切日から30日（1か月）以内に下請代金を全額支払っていない**（例：毎月末日納品締切・翌々月5日支払=1か月超）。
- 取引先は、「歩引き」、「協力費」、「割引料」、「手数料」などとして、**当社に責任（落ち度）がないのに、下請代金を減じる**。
- 取引先は、見積時点で予定していた**納期を短縮**した場合、追加費用が発生するにもかかわらず下請代金を見直さない。
- 取引先は、発注後に発注内容を変更した場合、**追加費用が発生**したにもかかわらず、その費用を**負担しない**。
- 取引先は、**発注内容に含まれていない図面や知的財産権を譲渡させたが、その対価を支払わない**。

1つでもチェックが付いた場合には、**取引先が下請法に違反している可能性**があります。公正取引委員会では下請法に関する疑問・質問にお答えいたします。



下請法上の親事業者・下請事業者の範囲



※ 建設業者が請け負う建設工事の全部又は一部を他の建設業者に請け負わせる場合は、役務提供委託に該当しません。

※ 下請法の適用を受けない取引の場合であっても独占禁止法（優越的地位の濫用）に違反する可能性はあります。お問い合わせは中部事務所取引課（052-961-9423）まで。

「下請いじめ」については、

フリーダイヤルをご活用ください。

(不当な下請取引) ゼロゼロ 110番
0120-060-110

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口に繋がります。

※受付時間 10:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※匿名での相談も可能です。

例えばこんなとき・・・

買いたたき

減額

支払遅延



- ※ 公取委への相談は**無料**です。
- ※ 相談の有無、相談内容の**秘密**は厳守します。
- ※ **匿名**による相談も可能です。

